

国民健康保険

入院時の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の改定について

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934

●食事療養標準負担額

令和 6 年 6 月 1 日から入院時の食事療養標準負担額（食費の自己負担額）が改定されます。

対象者の分類		食事療養標準負担額 (1食につき)	
		変更前	変更後
一般（下記以外の人）		460 円	<u>490 円※ 1</u>
住民税非課税世帯・ 低所得者Ⅱ	過去 1 年間の入院が 90 日以内	210 円	<u>230 円</u>
	過去 1 年間の入院が 91 日以上	160 円	<u>180 円</u>
低所得者Ⅰ		100 円	<u>110 円</u>

※ 1 難病の医療助成を受ける人など、一定の要件に該当する場合は【変更前:260円、変更後:280円】となります。

●生活療養標準負担額

令和 6 年 6 月 1 日から療養病床に入院する 65 歳以上の人の生活療養標準負担額(食費・居住費の自己負担額)が改定されます。

対象者の分類	食費（1食につき）		居住費 (1日につき)
	変更前	変更後	
一般（下記以外の人）	460 円	<u>490 円※ 2</u>	370 円
住民税非課税世帯・ 低所得者Ⅱ	210 円	<u>230 円</u>	
低所得者Ⅰ	130 円	<u>140 円</u>	

※ 2 一部医療機関では【変更前：420 円、変更後：450 円】となる場合があります。

国民健康保険、後期高齢者医療保険 一部負担金の減免及び徴収猶予について

問 福祉課 保険年金係 ☎ 92-7934

災害や収入の著しい減少等特別な理由により、医療機関で支払う一部負担金（医療費の自己負担分）の支払いが困難な場合、申請により一部負担金の免除、減額または徴収を猶予することができます。

○対象となる特別な理由

- 1 災害、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、または心身に障がいを受けたとき。
- 2 震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により資産に重大な損害を受けたとき。
- 3 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき。
- 4 事業または業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- 5 1～4 に掲げる事由に類する事由があったとき。